

## 「（仮称）宮城県子どもの貧困対策計画（中間案）」に係るパブリックコメントの結果について

○パブリックコメント実施期間 平成27年12月24日から平成28年1月25日まで

○提出意見数 6者37件

## 1. 計画全般に関すること

No	項目	意見等の要旨	県の考え方（案）
1	基本理念	貧困状態の放置は子どもの権利を侵害することになる。「子どもの貧困対策推進に関する法律」には子どもの権利が明記されていないが、「子ども・若者育成推進法」の目的・理念には「日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり」と明記されていることから、本計画においても、当該法律の目的・理念に取り込んでいただきたい。	子どもの貧困対策計画については、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき策定するものですが、その目的や理念については、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念等と合致するものと捉えています。 計画修正なし
2	支援対象	貧困対策の必要な対象を、生活保護世帯や就学援助受給世帯などの経済的な貧困だけに狭めないで、検討してほしい。	子どもの貧困対策の対象となる子どもについては、家庭の経済的な事情をはじめとして、様々な困難な状況等により十分な成育環境や教育環境にないと考慮される子どもを広く対象として考えていることから、個々の施策の実施に当たっては、支援を必要とする子ども等の適切な把握に努めてまいりたいと考えています。 計画修正なし
3	支援体制	保護者の経済的背景や生活背景がどうであろうと、子どもの生育や成長を社会として支えるシステムを構築するものになるように検討してほしい。	子どもの貧困対策を推進していくためには、国や地方公共団体だけではなく、企業や団体等と連携・協働して取組んでいくとともに、社会全体で子どもの成育や成長を支えることが必要であると考えます。 県としましては、官民一体となって展開する「子供の未来応援国民運動」と連携していくとともに、子どもの貧困に対し、県民の幅広い理解と協力が得られるよう努めてまいりたいと考えています。 計画修正なし
4		子どもたちの支援をしているNPO法人や民間支援団体と定期的な協議会を設けるなどして、行政と民間の連携を充実させることも大切であり、施策に民間団体との連携、民間団体の活動支援という項目も入れるべきではないかと考える。	民間支援団体等との連携については、「4 計画の推進体制及び進行管理」に「関係団体等との連携」の項目を追加します。 具体的な協議の場等については、平成28年度から実施する「子どもの未来応援地域ネットワーク事業」により地域における支援体制等の整備を検討していく予定としています。 計画反映 ➤計画本文P2, P44
5	意見聴取	当事者や支援団体の意見を聞く場を設定してほしい。	本計画の策定に当たっては、有識者や教育、保育の関係者等で構成する「宮城県次世代育成地域対策協議会」等において御意見等いただいているほか、対象となる子どもと直接関わっている関係機関や団体の方々に、親の状況や子どもの教育環境等、現状に関するヒアリングを行っています。また、本パブリックコメントにおいても広く意見を聴取しているところです。 計画修正なし
6	現状分析	宮城県の子どもの貧困状況について、詳細なデータの提示と分析をしっかりとしてほしい。	本計画の策定に当たっては、子どもの貧困の現状を把握するため、『児童養護施設等に入所している子ども』や『生活保護世帯の子ども』、『ひとり親世帯の子ども』など、支援を要する緊急度が高いとされている子どもや『東日本大震災被災児童等』などについて、その統計データ等を整理しそれぞれの現状について分析を行っています。 データについては、既に詳細な調査を実施している「ひとり親世帯実態調査」など既存の調査や統計を最大限活用して、子どもの数や推移、進学状況や親の収入状況等を把握し、本県における子どもの貧困の実態を明らかにするよう努めています。 計画修正なし
7	指標・数値目標	指標は列挙されているものの、達成目標の数値、期日がない。指標、数値、期日は「計画」の成立要件なので、ぜひ県としてのコミットメントを示してほしい。	本計画では、一つひとつの数値等を単体で見のではなく、様々な視点から貧困対策の効果検証や評価を行い、総合的な施策の検討や施策の見直しにつなげていくものとして、国の大綱と同様に、数値目標ではなく複数の指標を設定しています。これら指標については、その全体の変化を検証・評価することで、計画における施策の見直しにつなげていきたいと考えております。 計画修正なし

No	項目	意見等の要旨	県の考え方(案)
8		本対策は、子どもの貧困問題を解消することが目的であるため「子どもの将来の賃金」や「貧困線以上のひとり親家庭の割合」等、貧困解消の成果が見える指標を設定すべきと考えます。例えば、スクールソーシャルワーカーの配置人数を増やすことは大切ですが、その施策が何を目的に行われているか明確にしないと効果測定ができません。したがって、アウトプット指標とは別に、アウトカム指標の設定が必要であると考えます。	子どもの貧困に関する指標については、現在、国において新たな指標の開発にむけて検討されているところであり、県としましては、国の検討結果を踏まえ、いただきました御意見も参考に、新たな指標の設定について検討してまいります。 <b>計画反映</b> ➤計画本文P 6 1
9		子どもの将来の自立(貧困からの脱却)を目的とする場合、高等学校等進学率や大学等進学率を指標とすることは大切ですが、各施策や取組が必ずしも本指標と直結するとは限りません。したがって、中間的な指標として「学力」や「非認知能力」を設定すべきだと考えます。なお、学力については「全国学力・学習状況調査」の結果を活用することを強く求めます。	
10	調査体制の整備	達成目標の設定も関係するが、指標、数値、期日を設定してモニタリングしていくためには、調査を実施できる体制が不可欠である。この計画に合わせて、外部に調査機関を設置してほしい。	継続的なモニタリングの実施については、いただきました御意見を参考に、今後行われることとされている国の調査研究や、他自治体の先行事例などを踏まえ、今後の検討課題とさせていただきます。 <b>計画修正なし</b>
11		調査研究については、個人情報等の壁があるため、自治体が主導となり大規模かつ継続的な調査を実施し、その結果を各支援機関に提供することを強く求めます。また、「子どもの貧困」と一概に言ってもその状況は家庭の状況等によって異なることから、各支援機関や専門家による「調査研究チーム」を設置し、各団体がもつ課題を集約したうえで、適切な調査を行っていく必要があると考えます。調査を行ううえで前提とした対象者分類の仮説を設定したうえで、各対象別に実態を明らかにする必要があると考えます。	平成28年度から実施する「子どもの未来応援地域ネットワーク事業」により、各市町村において、個別のニーズに対応できる支援体制の整備を図るため、支援ニーズの調査・分析等を行う事としています。具体的な調査方法については、いただきました御意見を参考に、地域の実情に応じて適切に実施されるよう検討してまいります。 <b>計画反映</b> ➤計画本文P 4 4
12	新規施策	既存の取り組みだけで貧困は解消しないことは明白である。全国に先駆けて新たな施策を次々と打ち出してほしい。 そのためには当然予算も必要となるため、予算確保と同時並行で進めてほしい。	本計画の策定作業については、新たな施策の検討及び新年度の予算編制過程と並行して進めていることから、本計画の成案においては、新たに取り組む施策等について反映していくこととしております。 なお、具体的取組については、施策の実施状況等を踏まえ、次年度以降も引き続き検討を行っていくこととしています。 <b>計画反映</b> ➤計画本文P 2 3～

## 2. 個別の施策に関すること

No	項目	御意見・御提言の内容(要旨)	県の考え方(案)
13	<b>施策全般</b> 父子家庭支援	母子家庭に偏りがちないろいろなサービスをすべてひとり親、または母子・父子家庭という表記に改め、サービスもどちらにも提供すること。	本県のひとり親家庭関連施策に関しましては、法制度上名称や事業内容が母子家庭に限定されているものを除き、できる限り表記を改め、母子家庭、父子家庭のいずれにも対応するよう実施しております。継続して、より適切なサービスの提供に努めてまいります。 <b>計画修正なし</b>
14	<b>教育支援</b> 奨学金制度	奨学金は給付型を標準とし、英国をモデルに、就職後一定の収入が発生したものから数十年かけて返済をしてもらうような新たな奨学金制度を考えること。	高等学校等においては、高等学校等就学支援金事業及び高校生等奨学給付金事業を実施し、一定の所得に満たない世帯の経済的負担を軽減しています。なお、高等学校等育英奨学資金制度は、貸与型であり、償還金を原資として安定的な運用を行っておりますが、高等学校等育英奨学資金制度については、卒業後の収入により償還の猶予等ができることとしています。
15		高校や大学などの中等高等教育に、希望する者が進学できるように、「給付型の奨学金」の導入を検討してほしい。	大学生等に対する奨学金制度については、主に国で実施されているところであり、「子供の貧困に関する大綱」において、より柔軟な「所得連動返還型奨学金制度」の導入を検討するものとされていることから、県としましては国の動向を注視してまいりたいと考えています。 <b>計画修正なし</b>

No	項目	御意見・御提言の内容（要旨）	県の考え方（案）
16 17 18		<p>以下の事業を提案します。</p> <p>1 給付型奨学金制度 宮城県内の高校を卒業し、県内の大学に進学した学生に対し、大学卒業後に宮城県内で就職するなどして地域活性化や震災からの復興に尽力することを条件として給付型の奨学金を支給する事業。</p> <p>2 奨学金相談窓口の設置 過去に借り入れた奨学金の返済に困難を抱えていたり、あるいは、進学に当たって奨学金を借り入れるかに悩んでいる宮城県内の方からの相談に応じる相談窓口を設置する事業。</p> <p>3 上記を実現するための「みやぎ若者の夢支援基金」の創設 上記2事業の予算については、民間企業等からの資金も受け入れる「みやぎ若者の夢支援基金」を創設し、その基金から支出する形を取る。</p>	<p>（1・3について） 大学生等の奨学金制度については、主に国で実施されているところであり、国の「子供の貧困に関する大綱」においても、より柔軟な「所得連動返還型奨学金制度」の導入を検討するものとされていることから、県としましては、新たに導入される国の奨学金制度の実施状況等を注視してまいりたいと考えています。</p> <p>（2について） 高等学校等育英奨学資金に関する相談については、県高校教育課で対応しております。また、大学等への進学に当たっての奨学金の借入れに関する高校生からの相談については、学校等において情報提供等に努めてまいりたいと考えています。</p> <p>なお、日本学生支援機構等が行う奨学金に関する相談については、原則として事業主体が行うものと考えます。</p> <p>計画修正なし</p>
19	教育支援 生活困窮 世帯学習	放課後や休日の学習環境の整備のために、「無料塾（低料金）」に取り組む団体や個人に対する支援をしてほしい。	学校教育外における学習支援に関しては、今後、生活困窮者自立支援制度における子どもの学習支援事業について、地域の実情に応じた学習支援事業の実施に向け、調査・検討を行うこととしています。
20	支援	「地域による学習支援」は、自治体が主導となり新たに教室を設置するだけでなく、学校外教育バウチャー事業の仕組みを使い、民間の教育事業者や地域団体の力を活用しながら施策を展開することを強く求めます。	<p>計画反映</p> <p>➤計画本文P 3 5</p>
21	教育支援 部活動等 支援	部活動などのスポーツ・文化活動に誰でも参加できるように、経済的な支援をしてほしい。	<p>母子父子寡婦福祉資金貸付金事業においては、教科外活動費等を貸付の対象としていますが、スポーツや文化活動への参加につきましては、子どもたちの豊かな人間性の育成等の観点から、十分な機会の確保が図られるよう努めてまいりたいと考えています。</p> <p>計画修正なし</p>
22	教育支援 子どもの 社会参加	施策の中にシティズンシップ教育を盛り込むことを希望します。子どもたちを社会の中の主体（次世代を担う人材）として育てていくためには、貧困からの救済という対処療法的支援だけでなく、他者との合意形成や政治への参加方法等、シティズンシップ（市民性）を育む施策も重要であると考えます。また、その意味において「子どもの貧困対策計画」を作成する過程でも「当事者や子どもの声」を取り入れることが必要であり、今後「(仮称)宮城県貧困対策子ども委員会」等の機関を設置することを検討すべきだと考えます。	<p>子どもたちが他者との合意形成や政治への参加方法等、シティズンシップを育む取組を子どもの貧困対策として実施することについては、そのあり方等も含め、更に検討が必要であると考えられます。</p> <p>子どもの社会性の涵養等に対する具体的な取組については、子どもが健やかに成長していくための環境づくり等子育て支援施策全体を進めて行く中で、広く検討を進めて行きたいと考えます。</p> <p>計画修正なし</p>
23	生活支援 死別ひとり 親家庭 心のケア	各病院、役所窓口、各学校にグリーフケアの案内チラシ等を常時準備する。少なくとも今の状況ではグリーフケアの存在がまったく知られていない。	<p>本計画は、子どもがその家庭環境等に左右されず、貧困の状況に陥ることなく成長していけるよう必要な支援を行っていくことを目的としており、子どもの心のケアとして「子どもの心のケア推進事業」等のほか、スクールソーシャルワーカーの配置により必要な支援につなげていく体制整備の充実を図ることとしています。</p> <p>子どもの貧困対策における心のケアの推進・充実につきましては、いただきました御意見も参考にしながら、引き続き検討してまいります。</p> <p>計画修正なし</p>
24	生活支援 がん患者 とその子 どもへの 支援	国立研究開発法人 国立がん研究センターがん対策情報センターが、「18歳未満の子どもをもつがん患者とその子どもについて、1年間に新たに発生する患者とその子どもの人数、平均年齢などの全国推定値」を初めて明らかにし、この結果をもとに支援体制を構築していくことを考えているらしい。宮城県でも、是非こういった支援に協力する体制を積極的に取って欲しい。	<p>社会情勢の変化に応じた新たな支援に関しては、関係機関と連携を図りながら、支援を必要とする方に適切に行き届くよう努めてまいります。</p> <p>計画修正なし</p>

No	項目	御意見・御提言の内容（要旨）	県の考え方（案）
25	生活支援 ひとり親のコミュニティ	ひとり親が集えるようなコミュニティ作りを行政または支援団体が協力することで、孤立したり、ひとりで悩みすぎたりするひとり親家庭を防ぐことができるのではないかと。現状ではまったくそういったものが存在していないように思う。	いただいた御意見を参考として、ひとり親家庭のニーズを把握しながら、事業の実施に向けて、検討してまいります。 計画修正なし
26	生活支援 父子家庭支援	父子家庭では、絶対的に家事の経験が不足していることから、行政から安価または無料の託児付き料理教室、裁縫手芸教室等の提供が不可欠である。逆に母子家庭でも、今までのサービスではカバー出来ていない部分もあると思うので、それは母子家庭対象に意見を募る。	県では、母子・父子福祉センターにおいて、就業支援講習会等を実施しておりますが、いただいた御意見を参考として、ニーズに基づいた事業の実施に向けて、検討してまいります。 計画修正なし
27	生活支援 子ども食堂	まともな食生活の確立と「居場所づくり」のために、全国で取り組みが広がっている「こども食堂」などの取り組みをしている団体や個人に対する支援をしてほしい。また、そのような取り組みが出来ない地域には公設で設置してほしい。	子どもの居場所の確保と食事の提供を行う「子ども食堂」の設置等については、制度の狭間を補うものとして、有効な取組と考えられることから、実態を把握し、活動支援の検討を行う予定としています。 計画反映 ➤計画本文P42
28	生活支援 相談窓口	本計画にもあるような支援情報は多岐に渡っており、担当課や窓口も異なることから、支援が必要な方に情報が届かない、施策や取組にアクセスができないという懸念があります。例えば、生活保護についても我が国の補足率は約20%と、諸外国に比べて低い現状があります。したがって、例えば「みやぎジョブカフェ」のように、一窓口で一括して情報が得ることができ、適切な支援に繋ぐことができる専用窓口の設置を行い、ワンストップ化を実現することが重要であると考えます。	県では、貧困等に関する様々な問題を複合的に抱えている方等を適切な支援に結びつけるため、生活困窮者自立支援制度における相談窓口を各福祉事務所管内に設置するとともに、ひとり親家庭支援員を各保健福祉事務所に配置し、様々な相談に対応しています。 必要な支援を必要な方に適切に提供することができるよう、関係機関の連携を促進するとともに、各種支援制度や相談窓口の周知を図り、相談体制の充実を図ってまいります。 計画修正なし
29	生活支援 自立支援	自立を支援するために、職業教育や職業訓練のための経済的な支援をしてほしい。	子どもの自立に必要な職業教育等社会で必要とされる実践的な力の育成については、専門高校等をはじめとした学校教育において、その充実が図られるものと考えますが、児童養護施設入所児童等については、退所後の安定した生活基盤確保を図るため、資格取得に対する費用について、償還免除が可能な貸付事業を行うこととしています。 また、世帯の自立に必要な保護者への職業訓練等に関しましては「IV-3 保護者に対する就労の支援」において、経済的な支援を始めとし、必要な施策を講じていくこととしています。 計画修正なし
30	生活支援 SW	日本の教育制度上、公教育である学校教育ではなく、放課後や家庭環境の格差が学力格差等の貧困問題を生み出す大きな要因となっています。また、課題が個別化・複雑化した子どもたちに必要な支援を一つの機関で賄うことは不可能であり、複数の機関（自治体、学校、民間支援団体、医療機関等）が連携しながら取り組んで行く必要があります。したがって、教育・福祉・医療等、広範囲にわたる課題を抱えた子どもに必要な支援に繋ぐためには、学校の枠に捕らわれることのない「子ども専門のソーシャルワーカー」を新たに設置する必要があると考えます。	支援を必要とする子どもを適切な支援を結びつけるためには、教育部門と福祉部門における連携だけではなく、子どもに関わる様々な関係機関・団体との連携や調整が必要であることから、平成28年度より「子どもの未来応援地域ネットワーク形成支援事業」において、関係機関等の調整を行う役割の配置も含め、地域における体制整備を進める事としています。 計画反映 ➤計画本文P44
31	保護者 就労支援 就職支援	（ひとり親支援について）ハローワークの紹介状はまったく当てにならないので、支援団体などの第三者が、求職者および求人がある企業の雇用主と会い、双方とコミュニケーションを密にはかり、マッチングした上で、お互いが会い双方の利害が一致する場合仕事につけるような仕組みが不可欠である。	県では、ハローワーク等関係機関と連携しながら、母子・父子福祉センターにおいて、就業相談や求人開拓などの就業支援事業を実施しています。いただいた御意見を参考に、事業の充実に向けて引き続き努めてまいります。 計画修正なし
32	保護者 就労支援 就職支援	オランダをモデルにした雇用形態の柔軟性、同一労働同一賃金が必要。ひとり親だけではなく、介護離職の防止などにも繋がる。	雇用形態のあり方については、子どもの貧困対策としてだけでなく、国全体で広く検討が行われるべき重要な課題であり、県としましては国全体の動向を注視してまいりたいと考えています。 計画修正なし
33	保護者 就労支援	我が国のひとり親家庭の親の就業率は非常に高く、また宮城県は全国平均を上回る高さにあります。したがって、	「IV-3 保護者に対する就労の支援」において、就労の機会確保とともに、経済的自立や生活の安定を図るため、よりよい条件での就労に向けた資格取得支援

No	項目	御意見・御提言の内容（要旨）	県の考え方（案）
	ひとり親 就労支援	ひとり親家庭においては、“就業できないこと”ではなく、“就業しても貧困状態にあること（ワーキングプア）”が問題だと考えられます。ついては、就労支援の充実を図るより、英国で実施されている「就労タックスクレジット（給付付き税額控除）」のような、働くことにインセンティブをおいた給付型支援を充実させることが先決だと考えます。	等を行うこととしています。 就労タックスクレジットについては、国の税制等において検討されるものと考えますが、保護者の就労支援の充実については、いただきました御意見を参考として、引き続き、検討してまいります。 計画修正なし
34	経済支援 遺族年金	2014年4月以前に妻と死別した父子家庭では、子供に対する遺族基礎年金が、不完全な法改正のため、2014年4月で線引きされ受給できない仕組みになっている。また、母子家庭と違い、父親にはそもそも遺族年金の受給権が与えられておらず、日弁連の人権救済申し立て等で大臣勧告されているにもかかわらず放置されている。宮城県からも国に対して改善するよう提案して欲しい。	遺族年金制度については、国において検討・運用されているものであり、引き続き、国の動向を注視してまいります。 計画修正なし
35	経済支援 生活保護	生活保護世帯の子どもがアルバイト等で得た収入を収入認定しない取扱いについて、大学等への進学に要する費用だけでなく、就職活動に必要な経費（旅費等）や、進学・就職を目指すための能力開発費用（塾・予備校代や資格取得費用）に充てる場合も収入認定しないことを求めます。本計画書21ページにも記載のとおり、宮城県の生活保護世帯の子どもの大学等進学率は23.4%に過ぎず、就職する割合が高い（60.1%）ことを考えると就職までにかかる費用や進路選択に至るまでの経費に投資できる環境を整備することが必要だと考えます。	生活保護法の保護の実施要領では、高等学校等に就学しながら保護を受けるものとされた者の収入のうち、高等学校等就学費の支給対象とならない経費（学習塾費等を含む。）及び高等学校等就学費の基準額で賄いきれない経費であって、その者の就学のために必要な最小限度の額は、収入として認定しない取扱いとされております。（学習塾費等の範囲は、学習塾等の入学金、授業料、講習会費、学習塾等で使用される教材費、模擬試験代、学習塾への交通費です。） なお、生活保護制度は国で取扱いを決めているため、機会をとらえて、拡充の声があることについて伝えてまいります。 計画修正なし
36	被災児童 支援 育英基金	『東日本大震災みやぎこども育英基金の使途拡充』 子どもの貧困対策計画を推進するうえでは、保護者が死亡又は行方不明となった児童生徒に限らず、低所得家庭への支援金給付に使途を拡充すべきだと考えます。震災後の多くの支援制度が同対象に限定されていたこともあり、それ以外の低所得家庭には十分に支援が行き渡っていない現状があります。したがって、今後は震災によって経済的な困難を抱える世帯（子どもがいる世帯）に支援を拡充することを強く求めます。また、単に現金を給付した場合、目的外に使用されるリスクがあることから、前述の学校外教育パウチャーのように「教育」や「就学」に使途を限定した給付方法を検討することも重要であると考えています。	保護者を亡くした子どもを含め、被災した子ども等への支援については、「IV-5 東日本大震災被災児童等への支援」として、経済的な就学支援のほか、学習相談等を行う教育支援を実施しています。 なお、東日本大震災みやぎこども育英基金の活用にあたっては、寄附金をお寄せいただいた方々の御意向に沿った形で活用していく必要があると考えています。 計画修正なし

### 3. その他

No	項目	御意見・御提言の内容（要旨）	県の考え方（案）
37	その他	今回のような意見について、名前が公表されないのであれば意見を出すという人はたくさんいると思う。匿名であることを希望する。 今後提出時には必要情報を記載させるが、名前は公表しないというスタンスを取れば、もっと率直な意見が出てくると思う。	氏名又は名称、住所等連絡先の明記を意見の受付条件としていますが、これは、意見の内容を確認する必要が生じたときに連絡が取れるようにするものです。 個人名等の公表については、個人名等を公表するとした場合でも、名称等の公表を希望しない旨申し出があったときは公表しないものとしています。